

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの検討に当たって

令和3年3月4日
一般財団法人
食品産業センター
武石 徹

無添加・不使用表示については、「食品添加物表示制度に関する検討会」（以下、「前回検討会」という。）第5回の意見書の通り、会員企業の意見は様々ですが食品産業センターとしては、消費者庁のアンケート調査結果などを踏まえると、消費者の誤認を招かないようにするとの視点は最優先の課題だと考えますので、ガイドライン等により一定の整理が必要と考えます。

その上で、無添加・不使用の表示が様々な商品に用いられている現状を踏まえると、以下の点も考慮した議論が必要と考え、意見書を提出します。

1 食品表示法と景品表示法での「誤認」の考え方の整理等が必要

無添加・不使用表示が消費者の誤認につながるおそれがあるか否かを検討するにあたり、その表示規制は、食品表示基準第9条の禁止事項にかかるものです。

同条では食品事業者が食品表示基準第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる事項に限定して禁止事項を定めています。

同条第1号では優良、有利誤認について記載していますが、前回検討会報告書では、同条2号、13号の規定に関して、表示事項の内容と矛盾する用語、内容を誤認させる文字の禁止といったことで、具体例を基にガイドラインを作るとの方向性が示されました。

一方、景品表示法では、添加物も優良誤認の対象となる商品の品質に含まれるとの整理の下、実際に、無添加表示で取り締まった例があると前回検討会で報告されました。

消費者の「誤認」といった場合に、どこまでの「誤認」を規制対象として整理すべきか、食品表示法と景品表示法での「誤認」の考え方等を整理してから議論すべきと考えます。

2 ガイドラインの位置づけを明確に

魚介類の名称のガイドライン、食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン、冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドラインなどガイドラインには食品表示法関係でも様々な内容のものがあります。

今回、食品表示基準のメルクマールとの位置づけのガイドラインになりますが、この場合、食品表示基準について（消費者庁次長通知）、食品表示基準 Q&A（食品表示企画課長通知）との関係についても整理し、消費者や事業者にとって分かりやすいものとするべきと考えます。

3 国際ルールとの整合性も必要

「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」や「強調表示に関するコーデックス 一般ガイドライン」により、誤認を与える表示や無添加・不使用表示についての一般的な考え方が示されています。

前回検討会でも指摘がありましたが、こうした国際ルールとの整合性といった視点からの検証も必要になると考えます。

4 ガイドラインの普及と経過措置期間が必要

地域の中小事業者では地域特産物を使って、添加物の無添加・不使用をうたった加工食品が製造されている実情もあるとともに、公正競争規約により、一定のルールの下に無添加・不使用の表示を行っている業界もあります。

ガイドラインの策定により、こうした中小事業者に対し、制度を周知し、包材の改版を行うためには、一定の経過措置期間が必要ですし、公正競争規約によりルール化している業界では、改版に先立ち、公正競争規約の見直しにも一定の時間を要します。その点も考慮した検討が必要です。

以上